



MOU連絡会

-通達改正について-

令和6年2月27日
門司税関
監視部保税地域監督官

1 本日の内容

○関税法基本通達の改正（令和6年1月1日から実施）

- 貨物収容能力の増減等の届出の手続（44-2）
- 同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手続（61の4-6）
- 運送期間の延長の手続（63-12）
- 輸出又は積戻し貨物の運送（63-16）
- 包括保税運送の承認手続等（63-23）
- 郵便物の保税運送の届出手続等（63の9-1）
- 様式の変更（C-3160, C-4010, C-4015, C4020）

増減坪等の届 包括保税運送 郵便保税運送届 運送期間延長



2 通達改正（保稅關係）の内容

- ・ 貨物収容能力の増減等の届出の手續
- ・ 同一の法人が許可を受けた保稅工場間における
一貫作業の簡易手續
- ・ 運送期間の延長の手續
- ・ 輸出又は積戻し貨物の運送
- ・ 包括保稅運送の承認手續等
- ・ 郵便物の保稅運送の届出手続等

税関への届出提出書類の
通数の変更

- ・ 3通→2通
- ・ 2通→1通

・ 様式の変更 → 上記変更に伴う様式の変更

3 通達改正後の手続き

○ 3通から2通に変更されるもの

- ・ 貨物収容能力の増減等の届出の手續
- ・ 運送期間の延長の手續
- ・ 包括保税運送の承認手續等 ※
- ・ 郵便物の保税運送の届出手続等

※ 包括保税運送について

基本通達63-22（包括保税運送の承認要件）（2）ロただし書に該当する場合、到着地の数が増加すれば、提出枚数も増加していたが、**到着地の数に関らず、提出通数は2通**となった。

到着地が5か所の場合は、7通提出していた。

○ 2通から1通に変更されるもの

- ・ 同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手續
- ・ 輸出又は積戻し貨物の運送

【参考】基本通達63-22（包括保税運送の承認要件）（2）ロただし書

ただし、コンテナ詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。

4 まとめ

令和6年1月1日から実施

基本通達	手続名	提出枚数	提出書類
44-2	貨物収容能力等の届出	2通	貨物収容能力増減等の届 (C-3160)
61の4-6	同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手続	1通	貨物の明細の一覧表 (移送伝票の写しで可)
63-12	運送期間の延長の手続き	2通	運送期間延長承認申請書 (C-4020)
63-16	輸出又は積戻し貨物の運送	1通	船名、数量等変更申請書 (C-5200)
63-23	包括保税運送の承認手続き	2通	包括保税運送申請書 (C-4010)
63の9-1	郵便物の保税運送の届出手続き等	2通	郵便物保税運送届出書 (C-4015)